平成２４年（フ）第３１７号
大阪府藤井寺市林２丁目６番37―203号、前住所大阪府藤井寺市大井３丁目12番６号
債務者　黒田　洋子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
香川県観音寺市茂木町２丁目２番17号
債務者　齋藤　幸子（旧姓新江）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第６号
栃木県宇都宮市越戸町335番地１　ウィルモアＫＯＥＤＯ305、破産申立時の住所香川県観音寺市出作町948番地１
債務者　村上みゆき（旧姓中井）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第１９号
福岡県行橋市大字道場寺379番地９
債務者　長田　智子（旧姓緒方）
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
福岡県行橋市神田町３番11号
債務者　若山　栄介
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
福岡県京都郡苅田町若久町３丁目６番地15向山団地４棟404号
債務者　安永紀洋美
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
北海道岩見沢市元町１条東３丁目12番地３公明荘
債務者　小山　良男
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１４４号
神奈川県平塚市宝町４番７―304号　平塚第２共同ビル
債務者　田原　雄司
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１５６号
神奈川県秦野市今泉626番地
債務者　濱田　正巳
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１１号
新潟県糸魚川市大字能生2318番地４
債務者　袴塚ハツヱ
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第１４号
新潟県糸魚川市大字大王566番地７　サン．コーポラス能生204号室
債務者　谷　久実子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第２０号
新潟県糸魚川市横町５丁目１番67号
債務者　杉本　律子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第２４号
新潟県糸魚川市大字田伏682番地５
債務者　丸山　　崇
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第２５号
新潟県上越市頸城区玄僧473番地
債務者　坂口有里恵
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第２６号
新潟県糸魚川市大字仙納1460番地
債務者　齋藤佐知子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第１９号
兵庫県西脇市小坂町37番地の28　ジュアン弐番館204号
債務者　村上　悦子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第１２号
和歌山県日高郡日高町大字高家1151番地の８
債務者　前田　正幸
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
和歌山地方裁判所御坊支部